



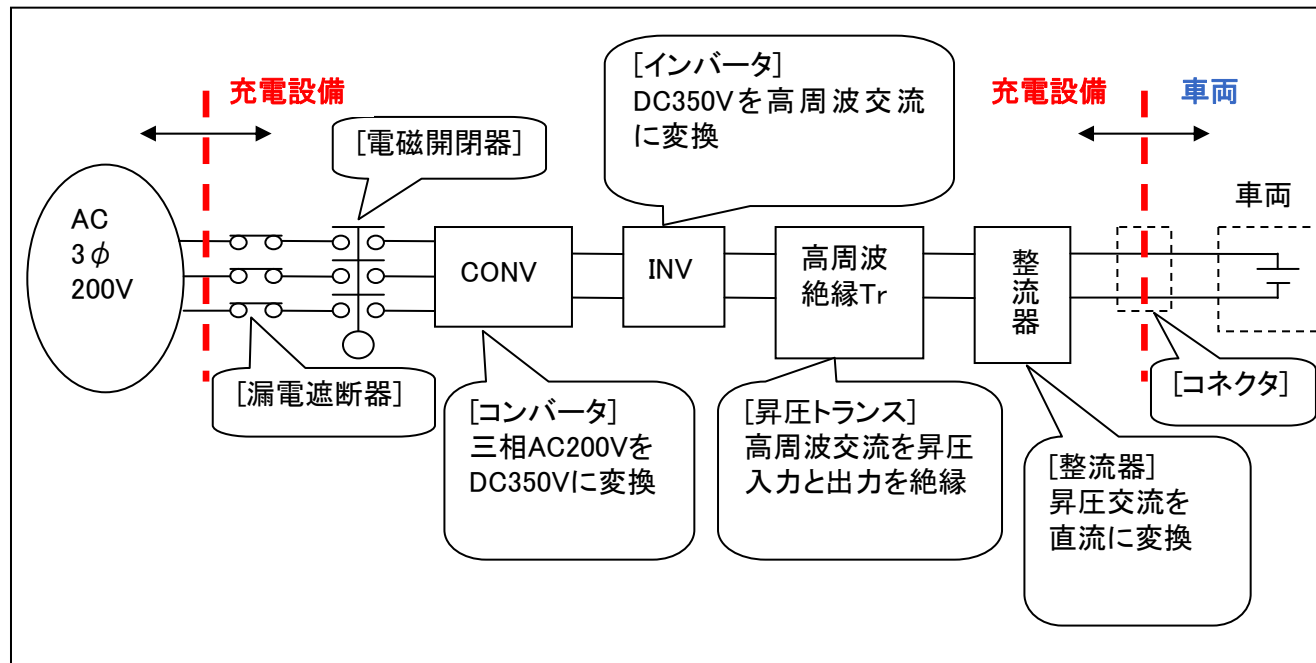
# 急速充電設備に係る 火災予防条例等の取扱いについて

東京消防庁予防部予防課火気電気係

# 1 急速充電設備とは

電気を設備内部の変圧器で変成し、電気自動車に充電する設備を急速充電設備という。

このうち、**全出力20KW以上**の設備は**火災予防条例第11条(変電設備)**の規制をうける。(以後、条例規制を受ける急速充電設備を「特定急速充電設備」と称する。)



急速充電設備の基本構成図



## 火災予防条例第11条の主な規制内容

### 1 屋内に設置する場合

- ・ 不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ窓及び出入口に防火戸を設けた室内に設けること。
- ・ 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。

### 2 屋外に設置する場合

- ・ 建築物から3m以上の距離を保たなければならない。  
ただし、不燃材料で造り、またはおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。



## 2 条例上の取扱い等について

条例第11条の規制を受ける設備のうち、一定の安全が確認された場合は条例第22条の2(基準の特例)を適用し、条例第11条の規制によらないことができる。

設置する充電設備は、設備内部の変圧器で電気を変成し、かつ、全出力20キロワット以上か？

Yes ↓

火災予防条例第11条の適用を受ける。



基準の特例を適用するか？

Yes ↓

所轄消防署に基準の特例等適用申請書を提出。

↓ No

火災予防条例第11条の適用を受けない。

No →

- ・屋内駐車場等には設置不可。
- ・一般ユーザー使用不可
- ・屋外設置の場合、原則、建物から3mの離隔距離が必要。



## 特例申請時の添付書類等

- 1 設置場所の案内図、設備の配置図、設備の仕様書と外形図(カタログ等の写しで可)、「特定急速充電設備における基準の特例チェック表」
  - 2 「特定急速充電設備における基準の特例チェック表」のNo.3からNo.12までの特例要件を満たしていることを示す図書、図面等  
ただし、No.3からNo.12までの特例要件を満たしていることが事前に確認されている設備を設置する場合は、省略することが出来る。  
→ 事前確認した設備は、東京消防庁各消防署に周知する。
- \* 特例要件の事前確認に関しては、東京消防庁予防部予防課火気電気係にお問い合わせください。



## 「特定急速充電設備における基準の特例チェック表」で掲げる特例要件

No.	特 例 要 件
1	電気工事士法第3条で規定する作業は電気工事士が行う。
2	可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設ける。
3	充電開始前に自動的に自己診断を行い、異常を検知した場合、動作しない保護機能を有している。
4	充電コネクタが確実に接続していない状態では、電流が流れない保護機能を有している。
5	充電コネクタに電圧が印加された状態では、コネクタが外れない機構を有している。
6	漏電を検出し、遮断する機能を有している。
7	電圧・電流を監視し、異常時に遮断(停止)する機能を有している。
8	温度異常が発生させない機能を有している。
9	地絡を検知した場合、停止する機能を有している。
10	制御異常を検出し、停止する機能を有している。
11	人の操作により充電中の設備を緊急停止できる機能を有している。
12	外箱は不燃性材料で造られている。



### 3 その他

- \* 建物内(屋上駐車場合含む)に特定急速充電設備を設置した場合は、消防法施行令第10条、もしくは火災予防条例第36条により消火器の設置が必要となり、設置した際には所轄消防署に届出が必要となります。
- \* 消防用設備等設置届出書、基準の特例適用申請書は当庁のホームページからダウンロードできます。  
また、「特定急速充電設備における基準の特例チェック表」は、チャデモ協議会、もしくは当庁から入手して利用してください。  
東京消防庁は、本特例基準の運用を平成22年6月1日より開始しますが、既設の設備においても必要に応じ特例の申請をしてください。  
また、本特例基準は、東京消防庁基準であることから、他の地域で設置する場合は、当該地域の基準に従ってください。
- \* ガソリンスタンドに設置する場合は、本基準によらず、危険物関係法令の規制を受けます。
- \* 急速充電設備を当庁管内に設置する際は、事前に所轄の消防署に相談してください。